

【自動車保険】ノンフリート等級適用に関する審査の実施について

セゾン自動車火災保険株式会社（取締役社長：佐藤 史朗、以下「当社」）の自動車保険契約の一部において、ノンフリート等級の適用にかかる審査が実施できていないことが判明しましたので、お詫びとともにお知らせいたします。

対象のご契約につきましては、改めて適用等級の審査を行い、誤っていた場合は正しい等級への訂正についてご案内いたします。

お客さまならびに関係者の皆さまには多大なご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。今後、同様の事態が発生することのないよう、再発防止に努めてまいります。

1. 発生事象

ノンフリート※の自動車保険は、ご契約時点ではお客さまからのご申告に基づいて等級を適用しています。ご契約締結後に損害保険会社各社で等級に誤りがないかを確認する事後審査を実施しておりますが、当社において審査対象契約の抽出方法に一部不備があったため、適正な事後審査が実施できていないご契約が存在することが判明いたしました。

※ 所有・使用する自動車の総契約台数が9台以下の自動車保険のことをいいます。事故の有無や事故内容などによって保険料の割増引率が変動する仕組みである「ノンフリート等級別料率制度」に基づき、ノンフリート等級および事故有係数適用期間を適用しています。

2. 対象契約

当社にて保有するデータで確認が可能な2018年4月1日以降に当社で締結されたご契約のうち、次の（1）および（2）のご契約を対象に審査を実施いたします。

- （1）本来適用すべき等級よりも割引率が低い等級を適用されている可能性があるご契約
（審査対象件数：5件）

＜対象となるご契約＞

他社からお切替えいただいたご契約で、以下のいずれかに該当するご契約※

- ① 「6等級（F）」（前契約がある場合の等級）を適用すべきところ、「6等級（S）」（初めて保険加入する場合の等級）を適用しているご契約
- ② 「7等級（S）」（一定の条件を満たし、2台目以降のお車について初めて保険加入する場合の等級）を適用すべきところ、「7等級（F）」（前契約がある場合の等級）を適用しているご契約

※当社の検証において、6等級（F）・7等級（S）であった他社の契約を保険期間の途中で解約し、新たに当社でご加入いただいた場合に発生していることが確認されています。

＜今般のご対応について＞

正当な保険料よりも高い保険料でご契約いただいているため、差額保険料を返金いたします。

- (2) 本来適用すべき等級よりも割引率が高い等級を適用されている可能性があるご契約
(審査対象件数：約4,500件)

<対象となる主なご契約>

以下に該当するご契約など

- ① 他社からお切替えいただいたご契約で、ご契約の際に「記名被保険者」または「契約自動車」を変更されたご契約
- ② 当社で複数所有新規制度※を適用しているご契約で、他のお車のご契約が他社にあり、「記名被保険者」または「車両所有者」が異なるご契約

※すでに他のお車のご契約があり、2台目以降のお車を新たにご契約される場合で、一定の条件を満たす場合に、7等級(S)を適用する制度です。

<今般のご対応について>

正当な保険料よりも安い保険料でご契約をいただいておりますが、当社にて調査が実施できていなかったことが原因であるため、原則として、過去の保険料との差額については追加請求を行わず、現在のご契約の更新時に正しい等級に訂正させていただきます。

3. お客さま対応について

対象契約のお客さまには、個別に確認のご連絡を差し上げます。適用すべき等級に誤りが判明した場合は、その後のお手続きについてご案内いたします。

ご心配な点・ご不明な点や、上記2.(1)については2018年3月以前のご契約も含めてお心当たりなどがございましたら、以下のお問い合わせ窓口までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

<お問い合わせ窓口>

【電話番号】0120-163-177 (通話料無料)

※携帯電話からのご利用いただけます。

【受付時間】午前9時～午後5時30分(土日・祝日を含む)

4. 再発防止策

ノンフリート等級審査に関する全システムの仕様を再点検し、適切性を確認のうえ、今後、同様の事態が発生することのないよう、再発防止に努めてまいります。

以上